

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉部薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令の番号	昭和28年第14号	
不利益処分の種類	向精神薬試験研究施設登録の取消し	根拠条項	第51条第3項	
処分基準	<p>県知事は、県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、この法律の規定に違反したとき又はこの法律の規定に基づく県知事の処分に違反したときは、その登録を取り消すことができる。</p>			
	対応区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関 薬務課	交付機関 薬務課
			目次 NO	24